



5月の連休頃まで高病原性鳥インフルエンザへの警戒が必要です！

令和4年4月、東北及び北海道において本病の発生が相次いでいます。渡り鳥のほとんどが北方に帰りましたが、未だ本病の発生リスクは高く、5月の連休頃までは警戒が必要です。

改めて、飼養衛生管理の徹底と早期発見・早期通報をお願いします。

発生日	発生場所	飼養羽数
R4. 2. 12	岩手県久慈市	約4.5万（肉用鶏）
R4. 3. 25	岩手県石巻市	約3.2万（肉用種鶏）
R4. 4. 8	青森県横浜町	約17万（肉用鶏）
R4. 4. 15	青森県横浜町	約11万（肉用鶏）
R4. 4. 16	北海道白老町	約52万（採卵鶏）
R4. 4. 16	北海道網走市	約600（エミュー、採卵鶏）
R4. 4. 19	秋田県大仙市	約400（採卵鶏）

高病原性鳥インフルエンザの特定症状

- ・死亡する鶏の数が急激に増加する
- ・嗜眠・沈うつ状態となり活性が低下する
- ・皮下出血、トサカや肉垂が暗青色化する(チアノーゼ)
- ・急激に産卵率が低下する …など



飼養衛生管理基準の重要7項目の再確認をお願いします

飼養衛生管理基準は家畜伝染病予防法で定められており、愛玩用(ペット)として家きんを飼養する場合でも守る必要があります

- ①衛生管理区域(家きん飼育場所)に立ち入る場合は手指を消毒するか専用の手袋を着用する
- ②衛生管理区域内では専用の衣服及び靴を使用する
- ③衛生管理区域内に入る車両は消毒する
- ④家きん舎に立ち入る場合は手指を消毒するか専用の手袋を着用する
- ⑤家きん舎ごとに専用の靴を使用する
- ⑥野鳥や野生動物侵入防止のために金網、ネット等を設置し、随時点検、破損箇所は速やかに修繕する
- ⑦家きん舎周辺のねずみや害虫を駆除する

<愛玩鶏飼養者の皆様へ>

少数の家きんをペットとして飼育する場合でも感染のリスクは変わりません。万が一、鳥インフルエンザに感染することがあれば、大事な鶏を処分せざるを得なくなるだけでなく、周辺の養鶏農場に出荷制限がかかるなど、地域経済に大きな影響を及ぼす可能性があります。

家きんを扱う際は適宜手指消毒等を行うほか、もし、野鳥や野生動物と接触する可能性があるような状態で飼育を行っているのであれば、直ちに接触防止対策をとってください。感染拡大を防ぐため御協力をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザの特定症状を呈している家きんを発見した場合は、直ちにむつ家畜保健衛生所に連絡してください！

下北地域県民局地域農林水産部 むつ家畜保健衛生所

TEL: **0175-22-1254**

FAX: 0175-22-1259

夜間・土日祝祭日の場合 家保携帯: **090-5841-6810**